

# 【第 5 部】

資 料 編

# 1. 会議規約

(平成30年2月5日現在)

## 「民都・大阪」フィランソロピー会議規約

(名称)

第1条 本会議は、「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会議は、「民都・大阪」の実現に向けて、多様な担い手が法人格の縦割りや営利・非営利の区分を越えて、一堂に集い、それぞれが公益活動を担う主体だということを再認識（共通のアイデンティティを形成）し、それぞれが公益活動を担う主体だという共通のアイデンティティのもとで、大阪の民の連携・協力によりその存在感を国内外に示す「核となる場」となることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会のための寄附や社会的投資等を通じた公益活動（以下「フィランソロピー」という。）の促進に向けた取組み全体の検討推進
- (2) 分科会の設置・廃止や情報発信の場としての大会の開催等
- (3) 法人格や営利・非営利の枠を超えた連携や協働の促進
- (4) フィランソロピー促進に向けた情報発信
- (5) 分科会における検討状況・成果の共有、具体化
- (6) 前条の目的を達するために必要と認める事項

(組織)

第4条 会議のメンバーは、次の各号のいずれかに該当する者で、会議の趣旨に賛同するものの中から会議において選任する。

- (1) 公益活動に関わる法人・団体の代表者等
- (2) 公益活動に関する有識者
- (3) 行政関係者
- (4) 会議において必要と認める者

(議長の選任等)

第5条 会議には議長を置き、会務を総理する。ただし、会議を開催する際に議長が不在のときは、予め議長が指名した者がその職務を代理する。

2 議長はメンバーの互選により定める。

3 議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の運営)

第6条 会議は議長が招集する。ただし、会議を招集する暇がない等の事情がある場合には、会議を書面により開催することができる。

2 会議の議事は出席メンバーの過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第10条及び第12条における承認等については、出席メンバーの3分の2以上とする。

- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議のメンバー以外の分科会リーダーや、オブザーバーとしてのその他の関係者、有識者等の出席を求めることができる。
- 4 議事については、会議が開催された日時及び場所（当該場所に存しないメンバーが会議に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）並びに議事の概要を記載した議事要旨を作成し、公表するものとする。

（分科会）

第7条 フィランソロピー促進等に係る課題解決に向けた新たな仕組みや手法、連携等について具体的に検討するため、会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会にはリーダーを置き、分科会の事務を総理する。
- 3 分科会の設置及び廃止並びに分科会リーダーの選任は会議で承認を得るものとする。
- 4 分科会メンバーは分科会リーダーが選任するものとし、その選任にあたってはあらかじめ議長の承認を得なければならない。
- 5 分科会リーダーは、会議の求めに応じて、分科会の開催状況等を会議に報告しなければならない。

（大会）

第8条 会議や分科会における活動等について広く情報発信するため、大会を開催する。

- 2 大会の開催に関する事項については、第3条第2号によるもののほか、議長が別に定める。

（報償金等）

第9条 会議の活動に係る報償金や旅費、費用等は、支給しない。

（解散）

第10条 会議は、会議の議決を経て解散する。

（事務局）

第11条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

（規約の改正）

第12条 この規約は、会議の承認を経て改正することができる。

（雑則）

第13条 その他会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2018年2月5日から施行する。
- 2 第11条の事務局については、当面の間、大阪府・大阪市副首都推進局において担う。

(令和元年6月3日現在)

## 「民都・大阪」フィランソロピー会議規約

(名称)

第1条 本会議は、「「民都・大阪」フィランソロピー会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 この会議は、「民都・大阪」の実現に向けて、多様な担い手が法人格の縦割りや営利・非営利の区分を越えて、一堂に集い、それぞれが公益活動を担う主体だということを再認識(共通のアイデンティティを形成)し、それぞれが公益活動を担う主体だという共通のアイデンティティのもとで、大阪の民の連携・協力によりその存在感を国内外に示す「核となる場」となることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会のための寄附や社会的投資等を通じた公益活動(以下「フィランソロピー」という。)の促進に向けた取組み全体の検討推進
- (2) 分科会の設置・廃止や情報発信の場としての大会の開催等
- (3) 法人格や営利・非営利の枠を超えた連携や協働の促進
- (4) フィランソロピー促進に向けた情報発信
- (5) 分科会における検討状況・成果の共有、具体化
- (6) 前条の目的を達するために必要と認める事項

(組織)

第4条 会議のメンバーは、次の各号のいずれかに該当する者で、会議の趣旨に賛同するものの中から会議において選任する。

- (1) 公益活動に関わる法人・団体の代表者等
- (2) 公益活動に関する有識者、
- (3) 行政関係者
- (4) 会議において必要と認める者

(議長の選任等)

第5条 会議には議長を置き、会務を総理する。ただし、会議を開催する際に議長が不在のときは、予め議長が指名した者がその職務を代理する。

2 議長はメンバーの互選により定める。

3 議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の運営)

第6条 会議は議長が招集する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議を書面又は電子メールにより開催することができる。

2 会議の議事は出席メンバーの過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第10条及び第12条における承認等については、出席メンバーの3分の2以上とする。

- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議のメンバー以外の分科会リーダーや、その他の関係者、有識者等の出席を求めることができる。
- 4 議事については、会議が開催された日時及び場所（メールによる開催の場合における当該開催の方法及び当該場所に存しないメンバーが会議に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）並びに議事の概要を記載した議事要旨を作成し、公表するものとする。

（分科会）

第7条 フィランソロピー促進等に係る課題解決に向けた新たな仕組みや手法、連携等について具体的に検討するため、会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会にはリーダーを置き、分科会の事務を総理する。
- 3 分科会の設置及び廃止並びに分科会リーダーの選任は会議で承認を得るものとする。
- 4 分科会メンバーは分科会リーダーが選任するものとし、分科会メンバーを選任したときは速やかに事務局まで届け出なければならない。
- 5 分科会リーダーは、会議の求めに応じて、分科会の開催状況等を会議に報告しなければならない。

（大会）

第8条 会議や分科会における活動等について広く情報発信するため、大会を開催する。

- 2 大会の開催に関する事項については、第3条第2号によるもののほか、議長が別に定める。

（報償金等）

第9条 会議の活動に係る報償金や旅費、費用等は、支給しない。

（解散）

第10条 会議は、会議の議決を経て解散する。

（事務局）

第11条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

（規約の改正）

第12条 この規約は、会議の承認を経て改正することができる。

（雑則）

第13条 その他会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2018年2月5日から施行する。
- 2 第11条の事務局については、当面の間、大阪府・大阪市副首都推進局において担う。

附 則

この規約は、2019年6月3日から施行する。

(令和2年7月22日現在)

## 「民都・大阪」フィランソロピー会議規約

(名称)

第1条 本会議は、「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会議は、「民都・大阪」の実現に向けて、多様な担い手が法人格の縦割りや営利・非営利の区分を越えて、一堂に集い、それぞれが公益活動を担う主体だということを再認識（共通のアイデンティティを形成）し、それぞれが公益活動を担う主体だという共通のアイデンティティのもとで、大阪の民の連携・協力によりその存在感を国内外に示す「核となる場」となることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会のための寄附や社会的投資等を通じた公益活動（以下「フィランソロピー」という。）の促進に向けた取組み全体の検討推進
- (2) 分科会の設置・廃止や情報発信の場としての大会の開催等
- (3) 法人格や営利・非営利の枠を超えた連携や協働の促進
- (4) フィランソロピー促進に向けた情報発信
- (5) 分科会における検討状況・成果の共有、具体化
- (6) 前条の目的を達するために必要と認める事項

(組織)

第4条 会議のメンバーは、次の各号のいずれかに該当する者で、会議の趣旨に賛同するものの中から会議において選任する。

- (1) 公益活動に関わる法人・団体の代表者等
- (2) 公益活動に関する有識者
- (3) 行政関係者
- (4) 会議において必要と認める者

(議長の選任等)

第5条 会議には議長を置き、会務を総理する。ただし、会議を開催する際に議長が不在のときは、予め議長が指名した者がその職務を代理する。

- 2 議長はメンバーの互選により定める。
- 3 議長任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 会議に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は会議に功労のあった者又は学識経験者等で、議長が推薦し会議の承認を得た者とする。
- 3 顧問は会議の重要事項及び運営等に関して議長その他のメンバーの求めに応じ、又は会議に出席して必要な助言を行う。

(会議の運営)

第7条 会議は議長が招集する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議を書面又は電子メールにより開催することができる。

- 2 会議の議事は出席メンバーの過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第 11 条及び第 13 条における承認等については、出席メンバーの 3 分の 2 以上とする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、顧問、分科会リーダーや、その他の関係者、有識者等の出席を求めることができる。
- 4 議事については、会議が開催された日時及び場所（メールによる開催の場合における当該開催の方法及び当該場所に存しないメンバーが会議に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）並びに議事の概要を記載した議事要旨を作成し、公表するものとする。

（分科会）

第 8 条 フィランソロピー促進等に係る課題解決に向けた新たな仕組みや手法、連携等について具体的に検討するため、会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会にはリーダーを置き、分科会の事務を総理する。
- 3 分科会の設置及び廃止並びに分科会リーダーの選任は会議で承認を得るものとする。
- 4 分科会メンバーは分科会リーダーが選任するものとし、分科会メンバーを選任したときは速やかに事務局まで届け出なければならない。
- 5 分科会リーダーは、会議の求めに応じて、分科会の開催状況等を会議に報告しなければならない。

（大会）

第 9 条 会議や分科会における活動等について広く情報発信するため、大会を開催する。

- 2 大会の開催に関する事項については、第 3 条第 2 号によるもののほか、議長が別に定める。

（報償金等）

第 10 条 会議の活動に係る報償金や旅費、費用等は、支給しない。

（解散）

第 11 条 会議は、会議の議決を経て解散する。

（事務局）

第 12 条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

（規約の改正）

第 13 条 この規約は、会議の承認を経て改正することができる。

（雑則）

第 14 条 その他会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2018 年 2 月 5 日から施行する。
- 2 第 12 条の事務局については、当面の間、大阪府・大阪市副首都推進局において担う。

附 則

この規約は、2019 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、2020 年 7 月 22 日から施行する。

## 2. 会議メンバー

(1) 「(仮称) 大阪フィランソロピー  
会議に向けた準備会」メンバー

(仮称)大阪フィランソロピー会議に向けた準備会メンバー名簿

(五十音順)

【平成29年4月18日(第1回)、5月19日(第2回)、6月16日(第3回)】

|         |                      |      |
|---------|----------------------|------|
| 金 井 宏 実 | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター | 代表理事 |
| 施 治 安   | 「大阪を変える100人会議」       | 顧問   |
| 出 口 正 之 | 国立民族学博物館             | 教授   |
| 中 川 正 隆 | 公益財団法人大阪コミュニティ財団     | 専務理事 |
| 早 瀬 昇   | 社会福祉法人大阪ボランティア協会     | 常務理事 |

【平成29年7月21日(第4回)、8月23日(第5回)、9月25日(第6回)】

|         |                      |      |
|---------|----------------------|------|
| 金 井 宏 実 | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター | 代表理事 |
| 施 治 安   | 「大阪を変える100人会議」       | 顧問   |
| 出 口 正 之 | 国立民族学博物館             | 教授   |
| 早 瀬 昇   | 社会福祉法人大阪ボランティア協会     | 常務理事 |
| 森 清 純   | 公益財団法人大阪コミュニティ財団     | 専務理事 |

【平成29年11月2日(第7回)】

|         |                      |       |
|---------|----------------------|-------|
| 金 井 宏 実 | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター | 代表理事  |
| 施 治 安   | 「大阪を変える100人会議」       | 顧問    |
| 早 瀬 昇   | 社会福祉法人大阪ボランティア協会     | 常務理事  |
| 堀 野 旦 求 | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター | 事務局長  |
| 山 田 裕 子 | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター | 副代表理事 |

【平成29年11月22日(第8回)】

|   |       |                  |      |
|---|-------|------------------|------|
| 施 | 治 安   | 「大阪を変える100人会議」   | 顧問   |
| 出 | 口 正 之 | 国立民族学博物館         | 教授   |
| 早 | 瀬 昇   | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 | 常務理事 |
| 森 | 清 純   | 公益財団法人大阪コミュニティ財団 | 専務理事 |

【平成29年12月20日(第9回)】

|   |       |                      |       |
|---|-------|----------------------|-------|
| 施 | 治 安   | 「大阪を変える100人会議」       | 顧問    |
| 出 | 口 正 之 | 国立民族学博物館             | 教授    |
| 早 | 瀬 昇   | 社会福祉法人大阪ボランティア協会     | 常務理事  |
| 森 | 清 純   | 公益財団法人大阪コミュニティ財団     | 専務理事  |
| 山 | 田 裕 子 | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター | 副代表理事 |

**(2) 「民都・大阪」フィランソロピー  
会議メンバー・顧問**

(平成30年2月5日現在)

「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿

【メンバー】

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 池 内 啓 三   | 学校法人関西大学 理事長              |
| 岩 田 敏 郎   | 社会福祉法人聖徳会 理事長             |
| 大 槻 文 藏   | 公益財団法人大槻能楽堂 理事長           |
| 金 井 宏 実   | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事 |
| 久 保 井 一 匡 | 公益財団法人小野獎学会 理事長           |
| 阪 田 洋     | 大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長 |
| 清 水 由 洋   | 学校法人近畿大学 理事長              |
| 白 井 智 子   | 特定非営利活動法人トイボックス 代表理事      |
| 施 治 安     | 「大阪を変える100人会議」 顧問         |
| 出 口 正 之   | 国立民族学博物館 教授               |
| 早 瀬 昇     | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事     |
| 藤 田 清     | 公益財団法人藤田美術館 館長            |
| 松 井 芳 和   | 大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長 |
| 森 清 純     | 公益財団法人大阪コミュニティ財団 専務理事     |

(五十音順)

(平成30年6月1日現在)

「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿

【メンバー】

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 池 内 啓 三   | 学校法人関西大学 理事長              |
| 岩 田 敏 郎   | 社会福祉法人聖徳会 理事長             |
| 大 槻 文 藏   | 公益財団法人大槻能楽堂 理事長           |
| 金 井 宏 実   | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事 |
| 久 保 井 一 匡 | 公益財団法人小野獎学会 理事長           |
| 高 亜 希     | 認定特定非営利活動法人ノーベル 代表理事      |
| 阪 田 洋     | 大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長 |
| 清 水 由 洋   | 学校法人近畿大学 理事長              |
| 白 井 智 子   | 特定非営利活動法人トイボックス 代表理事      |
| 施 治 安     | 「大阪を変える100人会議」 顧問         |
| 出 口 正 之   | 国立民族学博物館 教授               |
| 早 瀬 昇     | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事     |
| 藤 田 清     | 公益財団法人藤田美術館 館長            |
| 堀 井 良 殷   | 公益財団法人関西・大阪21世紀協会 理事長     |
| 松 井 芳 和   | 大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長 |
| 森 清 純     | 公益財団法人大阪コミュニティ財団 専務理事     |

(五十音順)

(平成31年4月1日現在)

「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿

【メンバー】

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 池 内 啓 三   | 学校法人関西大学 理事長              |
| 岩 田 敏 郎   | 社会福祉法人聖徳会 理事長             |
| 大 槻 文 藏   | 公益財団法人大槻能楽堂 理事長           |
| 金 井 宏 実   | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事 |
| 久 保 井 一 匡 | 公益財団法人小野獎学会 理事長           |
| 高 亜 希     | 認定特定非営利活動法人ノーベル 代表理事      |
| 阪 田 洋     | 大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長 |
| 白 井 智 子   | 特定非営利活動法人トイボックス 代表理事      |
| 施 治 安     | 「大阪を変える100人会議」 顧問         |
| 出 口 正 之   | 国立民族学博物館 教授               |
| 早 瀬 昇     | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事     |
| 藤 田 清     | 公益財団法人藤田美術館 館長            |
| 堀 井 良 殷   | 公益財団法人関西・大阪21世紀協会 理事長     |
| 松 井 芳 和   | 大阪府・大阪市副首都推進局 副首都企画推進担当部長 |
| 森 清 純     | 公益財団法人大阪コミュニティ財団 専務理事     |

(五十音順)

(令和元年9月9日現在)

「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿

【メンバー】

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 池 内 啓 三   | 学校法人関西大学 理事長              |
| 岩 田 敏 郎   | 社会福祉法人聖徳会 理事長             |
| 大 槻 文 藏   | 公益財団法人大槻能楽堂 理事長           |
| 金 井 宏 実   | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事 |
| 久 保 井 一 匡 | 公益財団法人小野奨学会 理事長           |
| 高 亜 希     | 認定特定非営利活動法人ノーベル 代表理事      |
| 白 井 智 子   | 特定非営利活動法人トイボックス 代表理事      |
| 施 治 安     | 「大阪を変える100人会議」 顧問         |
| 出 口 正 之   | 国立民族学博物館 教授               |
| 早 瀬 昇     | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 理事長      |
| 福 岡 弘 高   | 大阪府・大阪市副首都推進局 総務・企画担当部長   |
| 藤 田 清     | 公益財団法人藤田美術館 館長            |
| 堀 井 良 殷   | 公益財団法人関西・大阪21世紀協会 理事長     |
| 松 井 芳 和   | 大阪府・大阪市副首都推進局 総務・企画担当部長   |
| 宮 城 勉     | 公益財団法人大阪コミュニティ財団 理事長      |

(五十音順)

(令和2年7月22日現在)

「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿

【メンバー】

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 池 内 啓 三   | 学校法人関西大学 理事長              |
| 岩 田 敏 郎   | 社会福祉法人聖徳会 理事長             |
| 大 槻 文 藏   | 公益財団法人大槻能楽堂 理事長           |
| 金 井 宏 実   | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事 |
| 川 平 眞 善   | 大阪府・大阪市副首都推進局 総務・企画担当部長   |
| 久 保 井 一 匡 | 公益財団法人小野奨学会 理事長           |
| 高 重 希     | 認定特定非営利活動法人ノーベル 代表理事      |
| 小 林 眞 澄   | 大阪府・大阪市副首都推進局 総務・企画担当部長   |
| 崎 元 利 樹   | 公益財団法人関西・大阪21世紀協会 理事長     |
| 白 井 智 子   | 特定非営利活動法人新公益連盟 代表理事       |
| 施 治 安     | 「大阪を変える100人会議」 顧問         |
| 出 口 正 之   | 国立民族学博物館 教授               |
| 早 瀬 昇     | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 理事長      |
| 藤 田 清     | 公益財団法人藤田美術館 館長            |
| 宮 城 勉     | 公益財団法人大阪コミュニティ財団 理事長      |

【顧問】

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 堀 井 良 殷 | 公益財団法人関西・大阪21世紀協会 顧問 |
|---------|----------------------|

(五十音順)

(令和3年3月30日現在)

「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿

【メンバー】

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 池 内 啓 三   | 学校法人関西大学 相談役               |
| 岩 田 敏 郎   | 社会福祉法人聖徳会 理事長              |
| 大 下 一 志   | 大阪府・大阪市副首都推進局 総務・企画担当部長    |
| 大 槻 文 藏   | 公益財団法人大槻能楽堂 理事長            |
| 金 井 宏 実   | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 代表理事  |
| 川 平 眞 善   | 大阪府・大阪市副首都推進局 理事兼総務・企画担当部長 |
| 久 保 井 一 匡 | 公益財団法人小野奨学会 理事長            |
| 高 亜 希     | 認定特定非営利活動法人ノーベル 代表理事       |
| 崎 元 利 樹   | 公益財団法人関西・大阪21世紀協会 理事長      |
| 白 井 智 子   | 特定非営利活動法人新公益連盟 代表理事        |
| 施 治 安     | 「大阪を変える100人会議」 顧問          |
| 出 口 正 之   | 国立民族学博物館 教授                |
| 早 瀬 昇     | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 理事長       |
| 藤 田 清     | 公益財団法人藤田美術館 館長             |
| 宮 城 勉     | 公益財団法人大阪コミュニティ財団 理事長       |

【顧問】

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 堀 井 良 殷 | 公益財団法人関西・大阪21世紀協会 顧問 |
|---------|----------------------|

(五十音順)

### (3) 分科会メンバー

## 人材分科会メンバー名簿

### 【リーダー】

佐々木 利 廣 京都産業大学経営学部 教授

### 【メンバー】

漆 原 由香利 特定非営利活動法人NPOぱれっと 理事長

押 栗 泰 代 認定NPO法人マイママ・セラピー 理事長

大 杉 卓 三 京都産業大学経営学部 准教授

後 藤 祐 一 尾道市立大学経済情報学部 准教授

小 室 達 章 金城学院大学国際情報学部 教授

中 嶋 貴 子 大阪商業大学公共学部公共学科 専任講師

堀 野 亘 求 敬和学園大学人文学部共生社会学科 准教授

増 田 佑 介 藤井寺市役所政策企画部魅力創生課兼市民生活部協働人権課

射 場 祐 輔 阪南市役所事業部都市整備課 主事

南 貴美子 大阪ガス株式会社地域共創部門近畿圏部ソーシャルデザイン室

宮 高 豪 セイコー運輸株式会社 代表取締役

山 本 高 久 大阪商工信用金庫 常務理事

横 山 恵 子 関西大学商学部 教授

吉 田 忠 彦 近畿大学経営学部 教授

(五十音順)

## 資金分科会メンバー名簿

### 【リーダー】

大 杉 卓 三 京都産業大学経営学部 准教授

### 【メンバー】

漆 原 由香利 特定非営利活動法人NPOぱれっと 理事長

押 栗 泰 代 認定NPO法人マイママ・セラピー 理事長

後 藤 祐 一 尾道市立大学経済情報学部 准教授

小 畠 崇 史 丹波市まちづくり部市民活動課 副課長兼市民活動係長

佐々木 利 廣 京都産業大学経営学部 教授

中 嶋 貴 子 大阪商業大学公共学部公共学科 専任講師

堀 野 亘 求 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 事務局長

増 田 佑 介 藤井寺市役所市民生活部協働人権課協働推進担当

満 井 祐 輝 阪南市役所事業部都市整備課総括 主査

南 貴美子 大阪ガス株式会社地域共創部門近畿圏部ソーシャルデザイン室

宮 高 豪 セイコー運輸株式会社 代表取締役

山 本 高 久 大阪商工信用金庫 常務理事

横 山 恵 子 関西大学商学部 教授

吉 田 忠 彦 近畿大学経営学部 教授

(五十音順)

## 情報分科会メンバー名簿

### 【リーダー】

中 野 秀 男 帝塚山学院大学情報メディア学科 特任教授

### 【ボードメンバー】

施 治 安 大阪を変える100人会議 顧問

山 田 裕 子 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター 副代表理事

### 【アドバイザー】

大 元 相 有限会社P. S. コンサルティング 代表取締役

川 野 太 特定非営利活動法人ヒューリット経営研究所 理事

古 川 佳 和 大阪商工会議所経営情報センター所内情報化担当兼経営情報担当

宮 本 貴 朗 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科  
現代システム科学専攻知識情報システム学 分野教授  
(五十音順)

## 共創分科会メンバー名簿

### 【リーダー】

施 治 安 大阪を変える100人会議 顧問

### 【メンバー】

辻 由起子 大阪府子ども家庭サポーター（大阪のこども問題）

中 川 悠 NPO法人チュラキューブ／(株) GIVE&GIF T代表（福祉×伝統産業）  
(五十音順)

## 文化・芸術分科会メンバー名簿

### 【名誉会長】

大 槻 文 蔵      公益財団法人大槻能楽堂    理事長

### 【リーダー】

堀 井 良 殷      公益財団法人関西・大阪21世紀協会    理事長

### 【メンバー】

鹿 島 寿 子      公益財団法人藤田美術館事務局    主任

西 光 沙 頼      公益財団法人大槻能楽堂事務局    総括部長

施            治 安      大阪を変える100人会議    顧問

藤 田            清      公益財団法人藤田美術館    館長

### 【事務取扱】

出 口 正 之      国立民族学博物館    教授

(五十音順)